



京 都 府



農と都市の共生社会実現事業

都市農業が有する多面的な機能を発揮させるとともに、
農と都市が共生する社会を実現するため、
京都府都市農業振興に係る総合的な支援を実施します。



※「都市農業者」とは…

この事業における「都市農業者」は、次のすべてにあてはまる者又は法人とする

- 1 府内に住所又は事務所若しくは事業所の所在地を有していること
- 2 市街化区域内農地において農産物の生産を行っていること（見込みを含む）

事業の流れ

- ① 事業計画を作成【事業主体】
- ② 計画内容の確認【事業主体→市町村】
- ③ 計画承認申請【事業主体→府】、計画承認【府→事業主体】
- ④ 補助金交付申請（事業主体→府）、交付決定【府→事業主体】
- ⑤ 事業の実施（事業主体）
- ⑥ 実績報告書の提出（事業主体→府）、完了検査・補助金交付【府→事業主体】

問い合わせ先	電話番号
京都市・乙訓地域：京都府 経営支援・担い手育成課	075-414-4908
山城地域：山城広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課）	0774-21-3212
南丹地域：南丹広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課）	0771-22-0371
中丹地域：中丹広域振興局（農林商工部農商工連携・推進課）	0773-62-2508

※ 事業計画の確認については、所在地の各市町村にお問い合わせください。

農と都市の共生社会実現事業

<都市農業生産基盤整備支援事業>

事業種目	農業用施設・機械等リース型	生産条件整備型
事業概要	生産緑地地区等内の農業振興を図るため、都市農業者による規模拡大に伴う取組に対して支援する。	
補助対象者	都市農業者	
実施要件	次の1から3までをすべて満たすこと。 1 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること 2 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業ではないこと	
	3 事業実施前年度又は事業実施年度内に農業者が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。 (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと (2) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地賃借法」という。）に基づく賃借権若しくは使用賃借による権利（以下「賃借権等」という。）が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。	3 事業実施前年度又は事業実施年度内に事業主体が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。 (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと (2) 都市農地賃借法に基づく賃借権等が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。ただし、賃借権等契約期間が事業完了年度の翌年度から起算して8箇年度以上残っていること。
助成対象経費	農産物生産用機械・施設等を都市農業者にリースするための整備に要する経費	簡易な生産条件整備に要する経費（畦畔除去、進入路の設置等）
補助率	助成対象経費の3／10以内	
補助限度額	400千円	100千円



<都市農業多面的機能発揮支援事業>

事業概要	都市農業が有する機能発揮に資する農地等を活用した取組に対して支援する。	
補助対象者	市町村、農協、都市農業者、都市農業者が組織する団体、NPO法人※、社会福祉法人※、地域住民等が組織する団体※ 等 ※ 都市農業者との連携体で申請すること	
実施要件	次の1から3までをすべて満たすこと。 1 都市計画区域内の農地又は当該農地で生産された農畜産物を対象とした取組であること。ただし、農業体験農園の開設など、農地を直接活用した取組については、市街化区域内の農地を活用した取組であること。 2 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること 3 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業ではないこと	
助成対象経費	事業の実施に直接必要な経費 報償費（講師謝金等）、旅費（研修旅費等）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、広告料等）、委託費（コンサルタント料等）、使用料及び賃借料（会場及び車両等の借料等）、備品購入費（施策の実施に最低限必要な機械器具類等）	
補助率	助成対象経費の1／3以内	
補助限度額	300千円	

